

**i 空家法改正 適正管理がされていない空き家の固定資産税が最大で6倍に**

空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)が改正されました。法が施行され、管理不全空家等(適正な管理が行われていない空き家等)に対して市から勧告を受けると、住宅用地特例が解除され、土地の固定資産税が最大で6倍になります。

管理不全空家等にならないよう、定期的な点検を行い、適切な管理をお願いします。

☎建築住宅課 963-9205

**i 相続登記の申請が義務化**

令和6年4月1日(月)から、不動産の相続登記の申請が義務化されます。

相続登記の未了は、適切な管理がされていない空き家が増加する大きな要因の1つであると言われています。不動産を相続したら早めに相続登記をしましょう。詳しくは、市ホームページをご覧ください。相続登記の手続きについては、不動産の所在地の法務局へお問い合わせください。



**相続登記の申請義務についてのルール**

正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります

相続・遺言によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

また、遺産分割により不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に登記をする必要があります。

☎建築住宅課 963-9205

**i 冬の交通事故防止運動「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」**

▶期間：12月1日(金)～14日(木)

○運動重点

- ・横断歩道における歩行者優先の徹底
- ・自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止および飲酒運転等の根絶
- ・自転車利用者のマナーの向上

☎くらし安心課 963-9185

**i 交通事故被害者のご家族への援護金**

県内在住・在学の交通遺児等(交通事故により保護者が死亡、または重い障がいを持った保護者に養育されている児童・生徒)を対象に、援護金を給付しています。

▶給付時期：令和6年5月上旬

▶給付額：お子さん1人当たり10万円

▶対象となる世帯：下表のとおり

| お子さんの人数 | 同居世帯の総所得額 |
|---------|-----------|
| 1人      | 274万円以下   |
| 2人      | 312万円以下   |
| 3人      | 350万円以下   |
| 4人      | 388万円以下   |
| 5人以上    | 426万円以下   |

▶申込み：1月31日(水)までに申請書類(くらし安心課、学校等で配布)をみずほ信託銀行浦和支店(☎330-0063さいたま市浦和区高砂2-12-10)へ郵送(消印有効)または窓口へ

☎埼玉県交通安全対策協議会 048-825-2011、くらし安心課(本庁舎3階) 963-9185

**i マイナンバーカードを作りましょう**

▶申請方法：郵送、オンライン。交付申請書がない方は、本人確認書類をお持ちのうえ、市民課または北部・南部出張所へ。お渡しまでは約1カ月半かかります

\*マイナンバーカード申請サポート窓口(本庁舎2階。平日8:30～17:15)もご利用ください  
☎市民課マイナンバーカード担当(本庁舎1階) 940-8604

**i 埼玉県収入証紙の販売を終了**

県では、収入証紙制度の廃止に伴い、12月末日をもって埼玉県収入証紙の販売を終了します。市役所会計課およびパスポートセンターでの販売も終了します。令和6年1月以降は、原則として現金での支払いはできなくなり、キャッシュレス決済となります。

購入済みの収入証紙は、3月31日(日)まで使用できます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



☎県出納総務課 048-830-5714

**1月の市民課休日窓口は1月7日(日)です**

**12月18日(月)から  
窓口で便利な  
キャッシュレス決済を  
始めます!**



下記窓口で手数料等を支払う際に、クレジットカードやコード決済などのキャッシュレス決済が利用できるようになります。

| 窓口             | 電話番号               |
|----------------|--------------------|
| 市民課(本庁舎1階)     | 963-9152           |
| 税証明総合窓口(本庁舎2階) | 963-9144<br>(市民税課) |
| 北部出張所          | 978-4141           |
| 南部出張所          | 988-6611           |
| パスポートセンター      | 969-1818           |

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎会計課 963-9252



**ちよこつと**

**手話 (第66回)**

日常生活で使う手話をちよこつと紹介します。皆さんも一緒に手話でお話ししてみませんか?

★ケーキ  
★プレゼント

①ケーキ

右手の指先を前に向け、左手のひらと直角に下ろしてつけたあと、左手のひらと平行に下ろしてつける



②プレゼント

左手のひらの上方向きの右手2指を置き、同時に前へ出す



YouTubeでもご覧になれます。

☎障害福祉課 963-9164



**読者クイズ**

今号は、しらこぼと工房(指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」内)の「クッキー5種詰め合わせ&好きなパン300円分(税込)」(引換券)を正解者30人(抽選)にプレゼント!

**〈プレゼントの引き換え方法〉**

当選した方に、プレゼントと引き換えられる「引換券」をお送りします。引き換え期間中に、「引換券」をしらこぼと工房へお持ちください。

パンの購入金額が300円を超える場合は、差額をお支払いください。300円未満の場合、お釣りは出ません。

**クイズ** 答えは今号の中

ごみ収集カレンダーは何月まで使用する?

**応募方法**

12月14日(木)までに電子申請。または、はがきにクイズの答え・郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・広報こしがやへのご意見・ご感想を記入し、郵送(消印有効)で広報シティプロモーション課「広報こしがや読者クイズ係」へ。当選者の発表は、引換券の発送をもって代えさせていただきます。なお、個人情報は引換券の発送のみに使用します。

☎広報シティプロモーション課 963-9117



しらこぼと工房では、障がいのある方が、就労を目指して一つ一つ手作りでパンやクッキーを製造しています。パンやクッキーは、しらこぼと工房店頭や市内のイベント、老人福祉センターで販売しているほか、給食として幼稚園に提供しています。

季節の食材を取り入れるなど、工夫を凝らして作ったおいしいパンを、ぜひご賞味ください。

**○しらこぼと工房**

営業時間 10:00～15:30

(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

所在地 増林5830-4

問合せ ☎965-6541

